

大和市告示第120号

大和市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱及び大和市障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和5年6月20日

大和市長 古谷田 力

大和市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱及び大和市障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）交付要綱を廃止する要綱

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 大和市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱（平成26年大和市告示第83号）
- (2) 大和市障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）交付要綱（令和3年大和市告示第29号）

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。
（大和市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱の廃止に伴う経過措置）
- 2 廃止前の大和市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱の規定により支給した障害児通所給付費の返還については、同要綱第7条の規定は、なおその効力を有する。
（大和市障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）交付要綱の廃止に伴う経過措置）
- 3 廃止前の大和市障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）交付要綱の規定により交付した補助金については、なお従前の例による。